藤枝市財務規則　新旧対照表

改正前	改正後
（契約書の作成） 第１４６条　契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質上又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 ⑴～⑿　（略） （議会の議決を要する契約措置） 第１４７条　藤枝市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年藤枝市条例第11号）に規定する契約を締結しようとするときは、議会の議決があったときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を作成し、議会の議決後本契約書を作成する。この場合において、当該仮契約書に、議会の議決のあったときに本契約としての効力を生ずる旨を記載することにより、本契約書の作成を省略することができる。 （契約書作成の省略） 第１４８条　（略） ２　前項第１号及び第２号の場合における１００万円以上のものについては、第１４６条各号の記載事項に準ずる事項を記載した請書を徴するものとする。	（契約書の作成） 第１４６条　契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、契約の性質上又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 ⑴～⑿　（略） （議会の議決を要する契約措置） 第１４７条　藤枝市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年藤枝市条例第11号）に規定する契約を締結しようとするときは、議会の議決があったときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書（当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を作成し、議会の議決後本契約書を作成する。この場合において、当該仮契約書に、議会の議決のあったときに本契約としての効力を生ずる旨を記載することにより、本契約書の作成を省略することができる。 （契約書作成の省略） 第１４８条　（略） ２　前項第１号及び第２号の場合における１００万円以上のものについては、第１４６条各号の記載事項に準ずる事項を記載した請書（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。